

江戸川区 ESCO 事業提案募集要項に関する質問と回答

(平成 18 年 3 月 20 日)

番号	質 問	回 答
1	<p>省エネルギー化改修の対象としない設備の詳細について (募集要項 9. 提示条件 (1) 6))</p> <p>年間省エネルギー率 7.0%以上とは、15 施設それぞれの施設で 7.0%以上ということですか。</p>	<p>15 施設全体で年間省エネルギー率 7.0%です。</p>
2	<p>省エネルギー化改修の対象としない設備の詳細について (募集要項 9. 提示条件 (1) 2) ⑤)</p> <p>配付資料の中のホテルシーサイド江戸川の改善事項に「吸収式冷温水発生機の更新」とありますが、他の施設において、熱源機等、更新の対象としない設備の内容はどのように考えておられますか</p>	<p>省エネ調査実施以降、各施設において独自に省エネ改修を検討しているケースがあります。以下に示す部分については、今後各施設が独自に改修工事等を計画しているため、今回の ESCO 事業に際しては、事業者の提案に含めないものとします。</p> <p>なお、各施設の改修予定等の詳細につきましては、ウォークスルー調査時に説明します。</p> <p>1) 江戸川区総合文化センター ①送風機・ポンプ類へのインバータ設置 ②熱源改修 (チラー改修とパッケージ改修) ③空調・給湯設備変更 (蒸気設備の廃止) ④エントランスホール排熱ファン設置 ⑤レストラン厨房給気ダクトコイル設置 ⑥変電設備に計測用電力計を設置</p> <p>3) 江戸川区役所本庁舎 ①変圧器の集約化 ②白熱球を蛍光灯型に更新 ③トイレの蛍光灯を HF 蛍光灯に更新</p> <p>4) 江戸川区スポーツセンター ①送風機・ポンプ類へのインバータ設置 ②蒸気設備の統合と給湯方式の変更 ③ろ過ポンプの改修・変更と夜間停止</p> <p>6) 区民センター (グリーンパレス) ①一階の事務局事務スペース (19 年度レストランに改修予定)</p> <p>8) 江戸川区小松川区民施設 (小松川さくらホール) ①電気温水器から瞬間湯沸し器への変更</p> <p>9) 江戸川区スポーツランド ①スケート用冷凍機本体にかかる部分</p> <p>12) 江戸川区東部フレンドホール ①電気温水器から瞬間湯沸し器への変更</p>

3	<p>応募者の資格について (募集要項 3. 応募条件 (3))</p> <p>「ESCO推進協議会に登録していること」が応募者の資格要件になっておりますが、グループ応募の場合、構成員のうち、1社(あるいは代表者)がこの要件を満たしていればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>省エネルギー保証について (募集要項 9. 提示条件 (1) 6)、(2) 2))</p> <p>省エネ保証値が得られない場合、「速やかに新たなESCO設備等の導入により省エネルギー効果の向上に努めなければならない」とされております。一方で、保証についての記載部分では「削減保証額」とされており、金額での補填が前提とされていることから、省エネ量による補填のみならず、未達金額の補填での対応も認められるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>施工終了後、施工対象設備(以下、ESCO設備と呼びます。)の引渡し時におけるESCO設備の計測・検証において、提案により示した光水熱費削減額及び削減保証額が確実に守られることが証明されない場合は、基本的に事業者の負担でESCO設備の再改修を行っていただきます。</p> <p>また、本ESCO事業において求めているのはエネルギー消費量の削減ですが、定量的な目標としては光水熱費をその根拠として考えています。従ってESCO設備引渡し後、エネルギー消費量の削減に関する計測期間中においては、光熱水費の削減額が、ベースラインに基づいて設定した目標に届かなかった場合、金額での補填により対応するものとします。</p> <p>ただし、状況の改善を図るために、区と事業者が協議し、状況の把握と事後の対応策について合意を得るものとします。</p>
5	<p>リスク分担について (募集要項 10. 事業実施に関する事項 (3) 表)</p> <p>建設段階の一時的損害の欄で「引き渡し前に工事目的物等に関して生じた障害」については、上下2段でそれぞれ区と事業者が負担することになっておりますが、下段の方は「引き渡し後」の誤りでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。募集要項を訂正します。</p>
6	<p>ESCO検討スケジュールについて (募集要項 5. 日程)</p> <p>ウォークスルー調査終了後から提案書の提出までの検討期間については、ゴールデンウィークが挟まれることから、実質検討期間が非常に短期間となっております(ウォークスルー調査の日程如何では営業日ベースで12~14日間の検討期間となり、この間に15施設の改修設計、工事費算出、事業計画策定、提案書作成となります)。より良い提案を纏めるために提案書提出期限を延長することをご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>日程の変更はしません。募集要項に記載された日程のとおりとします。</p>